

# 評価基準書

区分	評価項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
[1] 業務の実績及び実施体制	① 事業者の業務実績	▽業務の目的達成に必要なノウハウや技術力を有しているか。 ▽同種又は類似の業務(※)の実績を有している場合は、加点評価とする。	15.0 (6.0)
	② 業務執行体制及び配置予定技術者	▽業務を確実に遂行する組織体制(人員配置・役割分担)が整っているか。 ▽市と連絡・調整が円滑かつ速やかに行える体制か。 ▽業務遂行に必要な資格や経験を有している者を適正に配置しているか。同種又は類似の業務(※)の実績を有している者を配置する場合は、加点評価とする。	
	③ 器具調達方法	▽スケジュールどおりに業務を遂行できるよう、器具の調達方法が確立されているか。	
[2] 業務提案の内容	① ノウハウに基づく提案	▽業務の品質向上や事業の早期完了につながる提案があるか。 ▽施設運営への影響や安全対策に配慮された提案があるか。 ▽保証期間内に発生した不具合等への迅速な対応体制が整っているか。 ▽市の維持管理業務の負担を軽減するような提案があるか。	25.0 (10.0)
	② その他の独自の提案	▽上記以外の点で独自の提案があれば加点評価とする。	
[3] 地域経済への貢献	① 市内企業の活用	▽下請けとして参加予定の企業のうち、市内企業の占める割合はどうか。 ▽参考見積額に対して、元請け・下請けとして参加する市内企業に支払う金額の割合はどうか。	20.0 (8.0)
	② 市内企業への配慮	▽下請けとして参加する予定の企業との契約に関する配慮についてどのように考えているか。	
[4] 価格	見積金額 (履行期間の委託料の総額(消費税及び地方消費税を含む))	次の計算式により評価する。 40点×[(提案限度額－参考見積額)/(提案限度額×0.2)] ただし、40点を上限とする。 なお、小数点第2位以下は切捨てとする。	40.0
合計			100.0

■ 評価点は選考委員一人あたりの配点であり、( )内の数値は選考委員5名の評価点を平均した場合の最低水準点である。

■ 最低水準点を設けた項目において、最低水準点に満たない場合は失格とする。

(※) 同種の業務とは…

公共施設の包括的な照明LED化事業をいう。(複数の用途にまたがる複数の施設を一本の契約で請け負う事業とする。ただし、事業手法は問わない。)

類似の業務とは…

1件の請負金額が1億円以上の電気工事をいう。(ただし、公共工事に限る。)